# 官報電子化検討会議運営要領

## (会議の招集、出席)

- 第1条 官報電子化検討会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。
- 2 座長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題 を委員に通知するものとする。
- 3 会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、WEB会議システムを 利用した出席を含めるものとする。

#### (議事)

- 第2条 座長は、有識者会議の議事を整理する。
- 2 委員は、会議を欠席する場合には、座長を通じて、当該会議に付議される 事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べること又は説明を求めることができる。

### (公表等)

- 第3条 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- 2 会議は非公開とし、会議終了後、委員等の確認を経た上で議事要旨を公開 する。

#### (雑則)

第4条 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、 座長が定める。